

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和５年度 第１回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和５年６月２２日（木）	
開催時間	午前１０時００分 ～ 午後０時０５分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 旧高野小学校解体工事 ・議案第２号 花畑中学校電灯コンセント設備改修工事 ・議案第３号 中央本町地域学習センター大規模改修工事設計委託 ・議案第４号 足立区個人番号カード交付関連業務委託 ・議案第５号 足立区営住宅等維持管理業務委託 （２）個別審議（公契約制度検討審議） ・議案第６号 公契約条例の見直し検討について ３ 報告事項 （１）令和５年度定期監査結果について （２）指名停止措置状況について（１月～５月） （３）令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について （４）年度当初の入札参加制限等の取り扱いについて （５）低入札調査案件について（１月～５月） ４ 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○鈴木委員

定例審議案件の抽出理由ですが、契約金額が高いもの、案件内容を確認したいものということで選ばせていただきました。

- ・工事契約3件

議案第1号 旧高野小学校解体工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別は工事、契約金額は3億5923万円余、契約の相手方は関口・カシモト建設共同企業体、JV案件です。予定価格については解体工事ということで事前公表で、4億4011万円、落札率は81.62%でした。当該入札は初度入札で低入札調査基準価格未満でしたので低入札価格調査委員会を開催しております。1億8千万円以上の案件ということで、議会案件で公契約条例の対象案件です。工事概要といたしましては、学校の統廃合により不要となった当該施設の解体工事です。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格については、公告書をご覧ください。本件工事は予定価格により2

者構成によるJV方式で行うこととしております。第一グループは、申請業種が対象業種の解体工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営の順位格付があること、特定建設業の許可を受けていること、専任の監理技術者を配置できること等を求めています。JV内での出資比率が最大であることも求めています。第二グループは、申請業種が対象業種の解体工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営の順位格付があること、専任の監理技術者又は国家資格を有する専任の主任技術者を配置できること等を必要とさせていただいています。予定価格事前公表のため、同一業種での施工実績を求めています。この資格要件の中で、5JVから希望があり、審査の結果、全5JVが指名となりました。一つが低入札基準価格の9割未満の無効価格であったため4JVでの競争となりました。開札結果ですが、初度入札で3JVが低入札基準価格未満でしたので、一番低い入札額の業者からヒアリングを行い、翌日に調査委員会を開催し、関口・カシモト建設共同企業体の落札と決定しました。資料が間に合っておらず恐縮ですが、つい最近契約変更が行われております。570万円余の増額、増減率が1.59%の増です。主な内容といたしましては、設計時に把握できていなかったアスベストの除去、処分等の費用が必要となったためというものです。

○鈴木委員

アスベストの処理が必要かどうか、事前にはわからないのでしょうか。

○工事契約係長

大枠は把握しております。しかし見えなかったところで壊してみても確認されることもあり、対応せざるを得ないことがあります。

○契約課長

設計時には、調査点の少ないもので確認します。工事の初めのときに、メッシュを細かくした調査をかけるため、そこで出てきてしまうということがあります。

○田中副会長

解体工事は落札率が低いことが多いですが、これも[]というようなことなのでしょうか。

○契約課長

事前公表のため価格を読みやすいということが一つあります。もう一つは、おっしゃるように、[]価格を落とせるところがあります。

○鈴木委員

案件を抽出するときに迷ったのですが、解体工事で低入札であろうと思いつつも、安い価格で発注されたものかどうかとも思い選びました。

○田中副会長

調査委員会を毎回開催しなければならない手間を考えると、金額を何とかできないものかという気が個人的にはしています。難しいところなのではないでしょうか。

○秦委員

予定価格の設定は適正にする必要があります。足立区の産業の特徴として、解体工事業者が多いということがあり競争状態にあつて、どうしても入札額が下がるということがあります。

○契約課長

予定価格を作るときに、[]

[]という前提ではできないというところがあります。

○田中副会長

そうすると、どうしても調査委員会を開くことになるのでしょうか。うまく解決できればと思いますが、仕方ないですね。

○秦委員

参加資格要件の受注制限について、他の例では具体的な案件が記載されていますが、この案件では記載がないのは、対象となる案件がなかったということですか。

○工事契約係長

本当はこの受注制限の項目はなくてもいいのですが、ミスを減らすために、必要なときに記載漏れしないようにということで、入れているものです。

議案第2号 花畑中学校電灯コンセント設備改修工事

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は5295万円余、契約の相手方は株式会社親幸電設、区内業者となります。予定価格については事前公表で5848万円余、落札率は90.55%でした。工事の概要ですが、花畑中学校を運営しながら、照明設備やコンセント設備など電気設備の改修を行うものです。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格については、発注票をご覧ください。申請業種が対象業種の電気工事であること、共同運営格付がA又Bであること、足立区にある本店又は支店で申し込みを行うこと、当該工事の業種について、建設業法に定める技術者を配置できること等を求めています。また、

予定価格が事前公表のため同一業種での施工実績を求めています。官公庁実績で予定価格の1/2以上、民間実績で予定価格と同等以上というように求めています。入札参加者は21から23頁のとおりで、審査の結果25者を指名しています。開札結果ですが、初度入札で株式会社親幸電設が落札者となり、落札率は90.55%でした。入札に参加する電気工事業者につきましては非常に多く、非常に競争が盛んであると言えます。応札した20者中7者が最低制限価格未満でした。その他、4者が辞退、1者が不参でした。辞退理由ですが、1者が他案件落札による無効、2者が配置技術者が確保できないというものです。

○秦委員

電気工事の格付A、Bは40者くらいだと思いますが、そのうち25者が応募していて、すごい割合です。電気工事というのは、こんなに応募しているのですか。

○工事契約係長

すごく多いです。

○秦委員

予定価格事前公表ということもあり、多くが最低制限価格近くのところで並んでいます。それに最低制限未満でも並んでいます。

○工事契約係長

予定価格6千万円弱のあたりが一番人気があります。足立区の基準として、6千万円以上は特定建設業の許可を求めておりまして、特定を持っていない一般建設業の許可でA、Bランクの業者はここに入りたいという希望があります。6千万円以上より競争は激しいものになっています。予定価格事前公表ということもあって積算がしやすいということも

ありますので、例年、電気工事については参加業者が多い状況になっています。

○鈴木委員

小規模な業者でも入札に参加しやすい形なんです。

○田中副会長

最低制限価格未満も多いようですね。

○工事契約係長

最低制限価格未満の入札ですが、ものすごく下に入れているわけではなく、経験からある程度の線は見えていて、そのあたりを狙ってくるため、下げすぎると制限にかかってしまうという状況です。

○田中副会長

活発に入札が行われているのは、いいことだと思います。

議案第3号 中央本町地域学習センター大規模改修工事設計委託

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は委託の建築設計、契約金額は5478万円、契約の相手方は株式会社レーモンド設計事務所、区外業者になります。予定価格については事後公表で、6824万円余です。委託概要につきましては、中央本町地域学習センターの建築に電気設備、機械設備を含めた大規模改修工事の設計、それに外壁調査、地歴等の調査を加えた業務になります。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格につきましては、足立区にある本店又は支店で申し込みを行う場合、共同運営格付順位を有することのみとして、東京23区内、こちらにつきましては、共同運

営格付順位の方が1位から150位ということで分けているところがございます。技術者の資格の方も設けてございます。主任技術者には、一級建築士の資格と3年以上の公共施設設計業務の経験を、機械設備担当者、電気設備担当者には、建築設備士の資格と3年以上の公共施設設計業務の経験を求めています。大きな設計案件ということで、区外15者が参加しました。開札結果ですが、12者が最低制限価格未満、株式会社レーモンド設計事務所が落札となっています。落札率は80.27%でした。この案件は設計変更が行われておりますが、金額の変更はなく工期のみの変更です。変更内容ですが、設計担当者の新型コロナウイルス感染による設計工期延長というものです。

○飯塚会長

この案件は、最低制限価格未満が多く、落札率もかなり低かったですが、どのような要因があったのでしょうか。

○工事契約係長

先ほどの電気工事と同じなのですが、どうしても取りたい案件ですとギリギリを狙ってくる業者は多いようです。今回の案件ですと、一番札でも80.27%と肉薄しています。少しの差で最低制限価格未満になったということのようです。

○契約課長

予定価格が高いものなので、ある程度は利幅が取れる案件ということで、狙ってきているということがあると思います。

○秦委員

この案件では区内の参加者はゼロでした。地域学習センターは他区と比べて多く同様の案件も多いと思いますが、こうした業務内容

に対応できる設計業者はあまりいないのですか。

○工事契約係長

区内事業者の参加要件としては、順位格付を有していればということですが、資格を持った技術者を配置しなければならないということでは、それなりの会社でなければ対応できないというところがあり、区内業者の参加はありませんでした。

○契約課長

技術者の要件ですが、主任技術者の一級建築士資格だけではなく、機械設備、電気設備担当者に建築設備士資格を求めている、そのあたりで区内業者では難しかったようです。

○秦委員

最低制限価格未満が多いのですが、最低制限価格の設定は要綱どおりということですか。

○工事契約係長

要綱どおりです。

・物品契約2件

議案第4号 足立区個人番号カード交付関連業務委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約金額は2億1958万円余の委託案件、公契約条例の対象案件となります。契約の相手方は、りらいあコミュニケーションズ株式会社で、所在地は渋谷区です。契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までになります。本件は、足立区が実施する個人番号カード交付関連業務を委託するものです。主な業務としては記載の五つですが、詳細については仕様書にて確認いただけます。一つ目が電話受取

予約センターの運営、運営時間は8時から20時まで、日本国内にコールセンターを設置することとしています。次が受取予約システムの運営、国内にサーバーを置き24時間インターネット上での入力受付が可能な状態とすることとしています。三つ目が交付会場のバックヤード業務、区役所内マイナンバーカード交付センターで行う業務です。四つ目が受取予約キャンセル者等への電話案内、マイナンバーカード交付センター又は予約受付センター設置場所で行うこととしています。五つ目がカード等の配送業務、交付希望予約があった個人番号カードと関係書類を千住区民事務所、足立区役所別館・南館、イオン西新井店に配送する業務となっています。審議対象アの競争入札参加資格の審査結果については、63頁の入札業者表のとおりとなります。下見積業者は、りらいあコミュニケーションズ株式会社です。本件については、仕様書内に受託者の条件ということで、それまでの業務実績、事故の有無、ISO資格など、かなり厳しい資格要件が求められています。全12者の選定については、ISO27001を保有し、実績要件を満たすと思われる事業者を、他自治体の入札を参考に選定しました。審議対象イの入札経過については、65頁の入札見積経過調書をご覧ください。選定した12者のうち、入札したのは下見積業者のみです。7者が辞退、4者が不参、落札率は95.62%でした。本件は三度の契約変更を行っております。変更の内容については、68頁から70頁の契約変更内容公表書のとおりです。

○秦委員

マイナンバーカード交付の業務委託というのは、何年から始まって、どういう業者が受託していたのですか。やはり、りらいあコミュニケーションズですか。

○物品契約係長

そうですね。マイナンバーの制度が平成27年10月から開始されて、その当時、プロポーザルでりらいあコミュニケーションズを特定しています。それ以降については、プロポーザルも入札も行っていますが、いずれもりらいあコミュニケーションズが受託しています。

○秦委員

毎年行っているのですか。

○物品契約係長

そうです。

○鈴木委員

件数が増えてきているから、金額も変わってきているということでしょうか。

○物品契約係長

契約変更の詳細をお話ししますと、一度目の契約変更は、マイナポイント第2弾のキャンペーンがありまして、そちらに対応するため東京電機大学に臨時会場を7月開設し、そのためのカード配送先追加の変更です。二度目の契約変更は、東京電機大学臨時会場が令和4年8月で終了するのに伴い、郵送業務というものがなくなり、その分の変更です。三度目の契約変更は、マイナポイント第2弾のキャンペーン期限が延長され、相当数の駆け込み申請があったため、予約センターがパンクしないようセンター増強のための変更を行ったものです。

○鈴木委員

年度ごとの比較で、委託金額は高くなっているのでしょうか。件数を予測して契約するわけですよ。件数が大きく増えたのが令和4

年度で、それでこの金額になったのかと見えるのですが、どうでしょうか。

○物品契約係長

平成27年に最初のプロポーザルを行ったときには1年以上のまとまりの契約であったため、金額としては9827万円と大きなものになっています。それ以降、単年度のものについては、5千万円台、6千万円台と徐々に増えていった状況です。

○鈴木委員

いずれにしる足立区で負担したとしても、国から支給されるわけですね。

○物品契約係長

そうです。

○秦委員

こういう業務は全市町村で行われていて同じだと思いますので、ある程度の競争性があるのもよさそうですが、一度決まると固定してしまうのは、作業手順や人員配置などを考えると、他の業者が入りにくいという性質のものだからでしょうか。

○物品契約係長

資格要件が、この仕様ですとかなり厳しいものになっています。

○秦委員

しかし、それをクリアーして12者が選定されています。

○物品契約係長

要件の一つに過去の業務実績がありますが、そこを確実にクリアーしているかどうかというのは私どもにも確認ができません。ISOの資格を持っていて、かつ同じような案

件に入札参加しているところを指名したものです。

○秦委員

12者を指名していて、その12者が入札することに問題ないのではないですか。それとも資格要件に照らして制限をかけているのですか。

○物品契約係長

それはありません。

○秦委員

この12者での競争でしたが入札は1者だけでした。この1者だけだったというところが不思議です。全市町村で行っているので、どこでもノウハウは持っているはずです。競争性がありそうで現実には1者しかない。それが毎年同じ状況ということです。

○物品契約係長

仕様書に受託者の条件が書かれていますが……………

○秦委員

それは指名の時点でクリアーしているのではありませんか。

○物品契約係長

それをすべて調べることはできません。

○秦委員

そうすると、12者のうち要件をクリアーしているのは何者ですか。

○物品契約係長

それぞれにヒアリングをしなければわかりません。

○秦委員

入札の結果で見てどうですか。12者を指名して、これをクリアしたのは何者ですか。

○物品契約係長

辞退、不参の業者は、クリアしているかどうか判明していないので、結果的にはつきりしているのは1者だけということになります。

○秦委員

それでは随契と変わらないのではないですか。指名はしていても一定の条件で絞ってしまっています。

○物品契約係長

所管の方にヒアリングをしましたが、この資格要件については、個人情報扱う業務ということで、区の個人情報保護審議会に諮って仕様を作成しているので、仕様を変えるのは難しいということでした。他者が参入しない理由については、予約システムや進捗管理のシステムにかかる費用が、新規参入すると、その部分がかかってしまうので、辞退に繋がっているのではないかということでした。

○鈴木委員

結果として随契に近い形にならざるを得ないということではないでしょうか。最初から随契でということではないと思います。

○物品契約係長

最初にプロポーザルで特定された業者が、その後の競争入札でも優位になってしまっているようです。

○田中副会長

例えば2～3者が応札していた場合、それから条件を満たしているかどうかチェックするということですか。

○物品契約係長

そうです。

○田中副会長

その場合、条件に当てはまらなければ最低価格であっても……

○物品契約係長

無効となります。

○飯塚会長

辞退、不参が多いことの推測ですが、他区で同じ仕事をしていたら足立区での仕事はできないのかなと思いました。

○物品契約係長

どの区も取り合いだと思います。ある程度、自治体が固定化してしまうようです。

○鈴木委員

私も実際に交付を受けましたが、予約から実際にカードを受け取るまで、まったく問題がありませんでした。

○秦委員

令和4年度は一年間通してですが、4年度はマイナポイントを随分ピーアールして、繰返し延期もしました。そのせいで急激に増えたのではないですか。しかし、十数万件ほどとなっていますが、この程度で済んだのですか。

○鈴木委員

私が予約したときも埋まっていて、1か月くらい予約できませんでした。期限までに申

請できればいいので、交付は先送りという形になったのではないのでしょうか。

○秦委員

十数万件を超えた申請はあったけれども、順番でやっていくので先送りとなり、令和5年度分がかなり増えている可能性があるということですか。

○物品契約係長

詳細は所管に確認して、後日ご報告させていただきます。

○秦委員

マイナポイントに関する対応にも相当の手間がかかっていると思いますが、その分は反映されていないようですが、どうですか。

○鈴木委員

それはたぶん別業務ですね。

○秦委員

マイナポイントの相談というのは、別に委託業務があるのですか。

○契約課長

委託なのか直営なのかは不確かですが、別に対応していました。

○秦委員

カード交付とマイナポイントは密接につながっているのですが、どうしても聞かれるのではないですか。マイナポイントは違いますとは言にくいのではないですか。お断りしているのですか。

○田中副会長

別の区役所で別業務と言われました。

○契約課長

国の方でマイナポイントを後付けしてきました。どうしても発行するタイミングとポイントの付与がリンクしないところもあるし、たまたま同一の場所で発行の業務とマイナポイントのご案内、両方ができたところもあるのではないのでしょうか。

○秦委員

この業者についてはトラブルはないのですか。

○契約課長

この業者についてはないです。マイナンバーに関する業務はいくつかありますが、後の報告事項で出てきますが、この業務の関係で指名停止となったのは、コンビニでの印鑑証明の発行においてシステム障害で他人のものを発行してしまった件に関してです。

○田中副会長

この業務はしばらく続くのですね。

○鈴木委員

100%になれば終わるのですが、100%にはいかないのではないのでしょうか。

○秦委員

4月1日現在で交付率は60%、申請件数52万件、交付件数42万件です。未申請は20万ほどということですね。

議案第5号 足立区営住宅等維持管理業務委託

○物品契約係長

契約方式は随意契約2号該当、契約金額は3億9077万円余、公契約条例の対象案件です。契約の相手方は株式会社東急コミュニティーで世田谷区にある区外業者です。契約

期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。本件は足立区宮新田二丁目アパートほか23団地、計820戸の区営住宅等について、居住者が安全で安心して暮らせる居住環境を提供できるよう、計画修繕、一般修繕、空家修繕、設備保守、環境整備業務の設計、施工、監理、検査等の業務を委託するものです。また、履行内容には、修繕に関する居住者等からの要望や緊急対応などの受付、翌年度の修繕計画や見積等の業務も含まれております。詳細な対象の住宅については75頁に記載があります。ここに記載のある23団地が対象となっております。76頁から78頁には、営繕、修繕、管理項目が記載されております。79頁から109頁までが、より詳細な業務の仕様書となっております。審議対象の随契業者の選定理由については、110頁の選定理由書をご覧ください。こちらに記載のとおり、本件はプロポーザル方式により事業者を特定、その後2回を限度に、特命随意契約を認めている案件です。事業者は最長で3年間、契約ができることになります。プロポーザルの経緯については席上配付資料Ⅱをご覧ください。1頁から10頁までが公表書、こちらを区のホームページ及び契約課掲示板に掲示して参加業者を募りました。参加希望業者には、期間内に会社概要や財務諸表、確定申告書の写し等と一緒に参加表明書を提出していただきました。それらの書類を3頁の(3)の評価項目に従い区側が審査し、提案書提出者を決定しました。提案書提出者の決定結果は、11頁のとおりで、東急コミュニティーと東京都住宅供給公社の2者が選定されました。その後、提案書やプレゼンテーションの結果を3頁の(4)の評価項目に従い評価して、最終的な特定結果は13頁のとおりで、東急コミュニティーが特定されました。なお、提案書提出者を選定した時点での公表については、この後の選考に

影響を与えるなどのいくつかの懸念点があったため、今年度より行わないという運用に変更しております。

○鈴木委員

点数の比較で、1位と2位で14点くらいしか違いがありませんが、何が要因だったのでしょうか。

○飯塚会長

東京都住宅供給公社は、賠償責任保険に加入していないために、この項目0点なのではないか。ここで大きく差がついていますね。

○鈴木委員

最終的に点数が高い方を選ぶというのはいくら前なのですが、元々の採点が妥当なのかというところはありますね。

○契約課長

プロポーザルの点数配分をどうするのかということは、スタートのときに委員会の方で議論されているはずです。

○秦委員

これは維持、管理であり経常業務です。大規模な修繕は別に行うのだと思います。経常業務だとして、820戸でこの金額、割り返すと1件当たり50万円くらい、相場としては、それくらいの金額なのではないか、それで平均すると50万円くらい毎年かかるということです。居住者からの家賃収入があると思います。それから維持管理費が通常はあると思いますが、区営住宅ですと、そういう収入はないのですか。あるとすれば歳入で入ってくるのですか。

○契約課長

区に入ってきて、こういう経費にあてがわ

れていると思います。

○秦委員

それはどれくらいですか。

○契約課長

にわかには出てきません。

○秦委員

支出の方は年50万円弱、月にならすと4万円くらいです。相当部分が区の方で手当されているのではないですか。

○契約課長

区営住宅は低所得者用ということがあります。

○秦委員

維持管理費は低いのですが、ゼロではないですね。

○契約課長

免除などの仕組み等がありますが、ゼロではないと思います。

○秦委員

それでは別の歳入としてあるということですね。

○契約課長

そうですね。

○飯塚会長

足立区内の区営住宅すべてが対象になっているのですか。

○契約課長

包括的に委託しているはずです。

○飯塚会長

業務量的にも金額的にもかなり大規模なものです。分けるという考えはないのでしょうか。

○契約課長

分けるという考え方もあるとは思いますが、今回参加しているのが2者しかないということもあります。分けて規模を小さくすれば受けられるところがあるのかどうか、所管の方に可能性としてどうなのか確認してみます。

○秦委員

区営住宅は都営住宅から移管されているものが多く、都営住宅ですと住宅供給公社が管理していて、それを引き継いで一括してやっているという経緯ではないでしょうか。

○契約課長

そういう経緯はあると思います。種別が区営住宅、シルバー、コミュニティと三つあり、居住者の違い、住居の使い方、傷み方の違いもあると思います。分け方として種別ごとという可能性はあるのかなと推測はします。しかし一括でやっている理由もあると思いますので、そこは調べてみたいと思います。

○物品契約係長

元々は、まちづくり公社の協力を得て区職員が維持していました。その後にプロポーザルに移行したのですが、これまでの都住宅供給公社から東急コミュニティーに業者が変わりました。できる業者が限られてしまうということが大きいと思います。

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号

までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

【議事を一旦中断】

○契約課長

個別審議の議案第6号、公契約条例の見直し検討については、時間もかかるかと思うので、よろしければ、報告事項を先にやらせていただき、その後に個別審議をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

ー全項目説明の後、一括して質疑応答ー

(1) 令和5年度定期監査結果について

○契約課長

令和4年度の契約状況等について、5月の月上旬に定期監査を受けました。そのときの提出資料が113頁に記載の1から7の資料です。今回は契約に関する監査委員からの指摘及び注意事項等については、ありませんでした。昨年度は随意契約について、その前の年は、前年度の履行状況を踏まえた複数年の随意契約を長期継続契約に切り替えるべきとの指摘がありましたが、今回は特段の指摘等はありませんでした。

(2) 指名停止措置状況について(1月～5月)

○契約課長

工事契約に係るもの1件、物品契約に係るもの9件でした。足立区の契約における事故による指名停止が5月1日付のものです。先ほどマイナンバーのところで申し上げたもの

です。コンビニにおけるマイナンバーカードを使つての印鑑証明発行の際に、申請者ではない別人の印鑑証明を発行してしまった。これを足立区及び川崎市、横浜市で発生させましたが、足立区の事故として指名停止をかけさせていただいたところです。他については、他自治体で起こした事故について、足立区にも登録がある業者ということで指名停止をかけさせていただいたものです。足立区の基準も載せさせていただいておりますので、参考にいただければと思います。

(3) 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

○契約課長

令和5年3月からの新労務単価前倒しに関するものです。工事に係る設計労務単価については、毎年4月1日に変わりますが、昨今の賃金上昇、原材料の高騰が著しいというところで、令和5年4月を待たずに適用させ、3月1日に特例措置をすることができる、判断は各自治体でという国の通知に対応したものです。足立区として3月1日から対応しようとしたということが一つです。また、過去に契約締結したものについても、令和5年4月からの設計労務単価を使つてということです。ただし、残工期が短いものは適当ではないので、残工期が2か月以上あるものという条件はあります。そういう形で新労務単価を先取りして、事業者負担にならないよう対応したということです。

(4) 年度当初の入札参加制限等の取り扱いについて

○契約課長

令和5年度当初、発注案件が集中するため、入札参加制限を厳密に行うと入札参加で

きる業者が少ないというところで、資料にあるような形で緩和させていただいたところです。本来は条件付一般競争入札の案件は一つしか落札できないのですが、議会案件同士を除いて2つを上限に落札者となることができることとしたものです。こうした判断は、工事発注の状況や参加可能な業者数により検討した結果によるものです。

(5) 低入札調査案件について(1月～5月)

○契約課長

対象となったのは5件です。1、3、4番の案件については、
ため、落札決定したものです。2番については、
適合した履行の確保が可能であると判断したものです。5番は解体工事ですが、
その確認を取り落札決定いたしました。

○秦委員

監査資料の履行期限遅延等の表に、設計の案件がありますが、遅延日数が60日、75日と設計の案件なのに随分と延びています。工事への影響はないのですか。同じ設計事務所ですが、何かあったのですか。

○契約課長

工事への影響は幸いにありませんでした。この事業者については、発注課の方でヒアリングをしています。設計事務所が仕事を取り過ぎて、設計士がパンクしてしまったということです。会社として杜撰な部分もあり、要注意ということで対応の仕方については内部

で検討をしているところです。

○秦委員

同じく監査資料の小規模契約活用実績で、令和4年度に拡大策を実施して随分と増えています。拡大策とは何をしたのですか。

○契約課長

130万円未満の工事を小規模契約と言いますが、それは入札という形ではなく、発注課の方で3者以上から見積もりを取って相手方を決定しています。それまでのルールでは、小規模事業者を使ってくださいというお願いベースでした。要は徹底不足でした。拡大策というのは、この3者のうち1者は必ず小規模事業者とすることとしました。工事内容として専門的なものや、元の機器を入れたところしか修繕できないものなど、100%はできませんが、そうしたものを除いて原則1者は小規模事業者を入れるということを義務化したことで、数字が跳ね上がったということです。

○秦委員

今後も継続していくということですか。

○契約課長

継続していきます。

○秦委員

新労務単価の特例措置とインフレスライド条項の運用は、去年もありましたが、適用例はあったのですか。

○工事契約係長

あることはあります。特例措置ですと、3月中に契約締結したものになりますが、議決案件では令和5年第1回定例議会の案件が該当になっています。

○秦委員

入札参加制限等の取り扱いで、条件付一般競争入札の案件で入札参加制限が緩和され、2件まで落札可能となっています。条件付一般競争入札のみの制限ということで公募型指名競争入札については記載がなく自由ということですか。

○工事契約係長

6千万円以上の工事を落札した時点で1か月は入札に参加することができないこととなりますが、それを条件付一般競争入札の案件については緩和するというものです。

○秦委員

公募型の案件はどのようなのですか。

○工事契約係長

例えば、この中にある条件付一般競争入札の案件を2件取ってしまうと、公募型についても制限がかかります。

○秦委員

条件付一般競争入札の案件1件と公募型というのは可能ですか。

○工事契約係長

それはできません。2件取れるのは記載された条件付一般競争入札の案件だけです。

○秦委員

公募型も入札参加制限はかかるということですが、条件付一般競争入札は2件取れて、公募型は取れないのはなぜですか。大きいもので緩和して、小さいものではないというのは、どういう理由からですか。

○契約課長

緩和するかしないかというのは、入札の参加者がいるかいないかということなので、小さいものについては、緩和せず原則どおりでも入札参加者が見込めるということです。

○工事契約係長

見込めると判断した理由としては、昨年度の10月から、発注標準でCランクが1億円未満のところに入れるようになり、公募型の入札参加者は十分に確保できるためです。

○秦委員

建築工事に関しては受注制限について記載されていませんが、受注制限はかかっているのですか。

○工事契約係長

受注制限はかかっています。

○秦委員

一般土木工事と解体工事に関しては受注制限の記載があるのに、建築工事には記載がないのは、どうしてですか。

○工事契約係長

通常どおりに制限をかけているものについては、ここには載せていません。通常とは異なる制限をかけているものだけを載せています。記載がないものについては、原則どおりには制限がかかっているということです。

○秦委員

総合評価方式については入札参加制限がかりませんが、受注制限はかかるのですか。

○工事契約係長

受注制限の要件は公表時期が同一であるということなのですが、一般の入札と比べ総合評価方式では公表期間が長くなるため、両者

で合致することがありません。通常ですと、一般の入札と総合評価方式の組み合わせでは受注制限の対象にはならないのですが、今回の4月に関してはということで……

○秦委員

特例的にということですね。そのようにしたのはどうしてですか。競争状況が激しいために受注の機会均等を図ろうということですか。

○工事契約係長

一般の案件ですと、落札後の技術者変更は認められていますが、総合評価方式については技術者が固定されてしまいます。実際に落札すると、申し込みをした技術者は絶対に配置しなければなりません。総合評価方式と一般の案件が一緒に出て、受注制限がかかっていない場合に、例えば事業者が今回の工事に技術者を一人のみしか当てられない状況があったとき、二つ以上の案件を落としてしまう可能性があるため、技術者が一人のみの業者は、当該案件すべてには参加することができません。二つ以上の案件を落としてしまったとき、一つは辞退することになりますが、落札後の辞退は指名停止となり事業者に不利益がでてしまいます。そうしたことが発生してしまう可能性がありますので、例えば一件取ってしまうと、もう一件の方は無効になるようにしておかないと、事業者の方が申し込みをしなくなってしまうという影響が懸念されます。今後、総合評価方式と一般の案件の関係については、技術者の関係の状況を見ながら受注制限をかけていくという話になっています。

○秦委員

低入札調査の2件目の案件で、事情聴取書の聴取内容欄には、資料の整合性に疑義が生

じたため聴取できず必要書類再提出としたとの記載があるのみですが、どのような内容なのでしょう。

○田中副会長

聴取できずというのは、やらなかったわけではなく、やったけれども内容がなかったということですか。

○契約課長

そうです。来庁いただき資料も提出されたのですが、説明内容と提出書類が異なる点が多かったため、至急に再提出いただくよう求めたところが事実です。後程、追加資料を確認し、説明内容と齟齬がないことを確認したため、履行可能であると判断したということです。

【議事を再開】

（２）個別審議（公契約制度検討審議）

議案第6号 公契約条例の見直し検討について

○契約課長

まず、なぜ見直しを行うのかというところですが、平成26年の公契約条例施行から9年が経過し、これまでの区議会や特に労働者側の声には、適用範囲を広げていくということが含まれています。公契約条例の目的は、良質な区民サービスの提供であり、区の契約の中で働く労働者の労働条件の確保、労働環境の整備、さらには区内経済の活性化ということがあるわけですので、当然、広げていくことについては、区としても前向きに考えていかなければいけないといったところで、拡大に向けて動き出そうと判断をしているところです。

そのための素材として、どうすべきかというところで本日お示しさせていただくのが、

一つは公契約条例の現場で働いている、もしくは現場を担っていただいている事業者と労働者のアンケート結果です。

もう一つは各自治体の状況に関する資料です。公契約条例は約80の自治体で導入されていて、賃金まで決めてやっているところは足立区を含めて27で、それがこの資料です。賃金を定めない、理念型というものですが、それが50ほどあります。足立区はこれから前進をしていくという意味では、賃金型をはずすという前提には立っておりませんので、賃金型でやっている27の中における足立区のポジションをお示ししたいというのが資料1です。資料1には対象範囲の基準を記載しておりまして、例えば工事について、足立区は1億8千万円以上を対象としておりますが、この表で見ますと足立区より金額が高いのは、川崎市の6億円のみで、他は低い金額もしくは江戸川区と中野区が同額という状況です。委託については、金額ベースでは足立区の9千万円が一番高いものとなっておりますが、委託については金額だけの比較ではなく、それに関するものが資料2です。委託というのは内容が様々です。金額とともに業務内容により対象にするかしないかという基準にしているところが多くあります。1から4までは足立区で対象としている業務ですが、それ以下は対象としているところが多い順に並んでいます。足立区では1から4の業務で9千万円以上のものに限り対象としております。今回お諮りしたいのは、業務を縦の方向で広げていくか、その上で9千万円というところを広げていくかというところの検討になります。そのための参考にということで作成したのが資料2です。縦にも横にも広げたい、広げればいいのかというところもありますが、闇雲にいくわけにもいかないというところもあります。資料1にお戻りいただき、指定管理についてですが、全ての

ところ、一部のところ、金額で区切っているところ、様々です。足立区は一部となっております。対象としていないのは学童保育、高齢者と障がい者の福祉施設などです。こうした対象の範囲をご検討いただきたいというのが一つです。

検討いただきたいことの二つ目が、事業者の事務負担についてです。資料1の提出書類の欄を見ていただくとわかりやすいと思います。ここにAからFとありますが、仕組みとしては公契約条例の対象契約に係る労働者台帳、これを個人別に、月の労働時間、月の報酬額を書いているやり方が一つです。AからCが、そういうやり方をしているところです。DからFでは、個人ごとには提出させていなく、個人ごとのものは会社で保管とし、提出するのは、きちんと払っていますといういわゆる報告書になります。それで事務の簡略化を図っているのがDからFになります。傾向としては、公契約条例を先行的に導入した自治体は、かなり丁寧にやりました。後発のところを見ると、DからFが増えていて、事務の簡略化を図っていることがわかると思います。二つ目は、対象範囲を広げるにあたり今やっていることを簡略化できるのかというところをご検討いただきたいと思います。

三つ目は、公契約条例の賃金が正しく払われているかについてです。今は出された台帳により区の方でチェックをしています。労働者が自分の賃金をわかっていれば、例えば給与支払いのタイミングで確認ができ、区の方でチェックしなくても済むというところがあります。そのためには労働者への周知が大事であるということです。今は会社の方から労働者へ、公契約条例の対象でありいくら払われるかを説明していただくようお願いはしております。しかし、アンケートの結果を見ると、そこまでしっかりとできていないとい

う現状が浮かび上がってきているので、区から労働者へ直接に説明するようなツールを考えていきたい、そのあたりをご検討いただきたいというのが三つ目です。

縷々ご説明させていただきましたが、一つ目が公契約条例適用範囲の拡大について、二つ目が賃金が支払われているかの確認の簡素化について、三つ目が労働者への周知について、この三つについてお諮りをしたいということです。本日は第一回目ということですので、フリートークという形でご意見を伺えればと思います。

なお、拡大する方向で考えていきたいと思っ
てはいるのですが、最低賃金よりも高い賃金を払ってくださいというお願いになるということがあります。その中で、例えば学童保育室というのは、指定管理もあれば民間経営もあります。足立区の学童保育なのに、運営方法が違うからダブルの賃金体系になってしまうというところが課題になってくると思っています。また、指定管理を請け負っている法人は、自前の施設を持っているところもあります。法人の中で同じ業務であるにもかかわらず、働いている現場によりもらう賃金が違ってくる、こういう矛盾も生じる可能性があります。拡大はしたいのですが、どこまでとするのか難しいところがあります。公契約条例で賃金のところまで定めるということについては、導入検討のときに、法律的に認められることなのかどうか、相当に議論があったようです。いま聞いているところでは、そこはいいということになっているようですが、そうした背景もあるということも含めてのご検討をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○秦委員

公契約条例に関する多くの書籍等が出ていますが、今のところ法律的な問題はクリアー

されている、基本的には地方公共団体と民間の契約の自由原則によるということのようです。野田市では法的な論点が整理、公表されており、この場では法律的なところについての議論は必要ないと思いますが、いかがでしょうか。

○契約課長

法律的には整理がされているという認識です。現実的なところで、先ほど申し上げた、会社の中の二重賃金の問題などがあると思います。

○秦委員

発端の話については、野田市が積極的に発信していたようです。工事が過当競争になり、受注が減り価格も下降し、その結果、低賃金など労働環境の問題が出てきて、一定の制約が必要だろうというところが導入のきっかけだろうと思います。それに対して今はどうなっているのかということです。いま国を挙げて賃金引き上げの対策が取られていて、公共工事設計労務単価（全国全職種平均値。以下「労務単価」という。）を見ても引き上げられている状況です。受注工事は、足立区の公契約条例ができる直前で東日本大震災があり、工事数は増えましたが、労務単価が大きく下がってきていました。一番ひどい状況のときに公契約条例が制定されましたが、労働者の生活の安定、環境の整備等が必要ということだったのだと思います。その後、受注工事が増えています。労務単価も上がっています。災害復旧ということもあり一概には言えませんが、建設物価調査会の資料、この25年間のものを見ても明らかです。地方公共団体からの受注が大きく減り、そこから急に増え、今ではピーク時の状況に迫っています。賃金も大きく減ったのが急激に上がってきています。政府もそれを政策と

して推進しているという状況です。このような状況をどう考えるのかということがあると思います。それが一つ目です。

先週、政府から新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画と骨太の方針が示され、政労使の意見交換も踏まえて、賃上げをどう図っていくかを官民上げて取り組むような状況になっています。こうした状況の中で、どう考えるのが二つ目です。

三つ目は、入札が低価格になるから問題なのであり、その皺寄せが賃金に反映しています。今までに足立区ではダンピング対策が進んでいて、他の自治体もそうかもしれませんが、低入札価格調査にしても最低制限価格にしても、非常に厳しく取り扱っています。入札価格が低下して賃金に悪影響を及ぼすということに対して、そうならないように制限をかけているように思います。さらに、今般の工事入札制度改正で、総合評価方式が大幅に導入されつつあって、かつての価格中心から工事施工能力評価や工事の品質、地域社会貢献を重視した入札方式に変更されつつあるなど、工事入札制度の環境が大きく異なっています。そうした中でどう考えるかということです。

また、労働報酬下限額を設定することによって、是正なりの効果がどの程度あったのかにもよると思います。公契約条例の効果が今までにどの程度あったのか、今後もさらにあるのかどうかです。業界の現状は、おそらく受注工事が減って、価格競争も厳しくなり入札価格の低下、低賃金に繋がるという状況というよりも、工事が増えて、労働者が不足し、労務単価も上がってきている状況です。そういう状況で同じように扱っていいのかという問題です。前提条件に違いはないのでしょうか。区の方針としては拡大の方針でということですし、福祉の向上に繋がることでもあります、環境が変わってきているので、

それに合わせて検討していかなければいけないのではないのでしょうか。

もう一つは、既存で労働環境の整備についてのチェックがされていないのかということ、十分にされているのではないのでしょうか。指定管理では、費用負担までして社会保険労務士にチェックさせています。かなり厳格に行っている部分もあるので、そうしたことを踏まえて考えていく方がいいと思います。

アンケートの結果からですと、労働者側は効果ありとして概ね評価しています。反対に事業者では問題ありとしているのが目立ち、効果がないという意見も結構あります。種別によっても差があり、委託では効果があるというところもありますが、事業者がどう考えるか。環境が変わってきた中で、事業者が一番に影響を受けるわけですから、その部分をよく考えていく必要があると感じます。事業者の納得と理解を得ながら進めていくことが大事になってくると思います。一番に問題として出ているのが、事務負担、経費負担ですが、このあたりの問題をどうするか、今までと環境が変わってきている中で、どの程度までやっていくのか、1についても、2についても、3についても、そうしたことを考えながらやっていく方がいいという気がします。

○田中副会長

今後どういう形で進めていく予定ですか。本日で何かを決められるわけではないと思います。

○契約課長

お諮りしたいと考えていました。当審議会の開催は通常では年3回です。この見直しについては、臨時会をやらせていただけるのであれば、そこで集中的にご審議いただければ、かなり進めることはできるのではないかと考えておりました。

○鈴木委員

全体的なところについては、秦委員がお話しされたとおりだと思います。方向付けとしては、この制度を拡大させる方向と事業者の負担を減らす、つまりリスクがあるところは徹底して管理していく、リスクがなければ、そこは管理しなくてもいいのではないかと、監査の立場からは、そういう方向だろうと私は思っています。そして拡大するのであれば金額ベースだろうと、工事でも委託でも、何かを決めるのであれば金額を下げる方向で考えてはどうかと私は思います。提出書類については、問題があれば、区としてきちんとチェックする、しかし書類については、基本的には事業者のところに留めることとし、提出するのは限定する、そうした方向付けで、私は考えています。

○田中副会長

私もほぼ同じ意見です。金額的なものと、事業者負担を減らしていくかについてだろうと。なお、アンケートの結果を見ると、どうしてもばらつきがあるようで、例えば事業者の回答状況が、指定管理は91%ですが全体では45%となっていて、一律にパーセンテージでみていいのかと感じます。それと、労働者への周知がまだ足りてない気がしまして、どうしても事業者と労働者の乖離があるような気がします。そこをどう解決しながら拡大していくのかということもポイントだろうと思います。

○飯塚会長

私も皆さんと同意見で、ほぼおっしゃっていただいたとおりです。

○契約課長

工事が一番低いですが、工事はどうしても

重層構造になっていて、区のコントロールが下請けに届かないところがあります。それと工事現場の賃金は、本来的には設計労務単価をベースに考えられるべきものだと思います。足立区の公契約条例の労働報酬下限額は、設計労務単価の90%で設定していますが、それがなくなると、次の下限は最賃しかなくなります。本来、1日3万円もらう人が、最賃ですと1時間で千円強ですので1日8千円程度と、さすがにこの差はありすぎだということがあります。そういう意味で、工事が最も問題があるのだろうと考えておまして、工事についてコントロールをかけたかと考えています。

○秦委員

資料1にあります賃金条項型が27団体です。その中で23区は10団体です。足立区は27団体中7番目と、かなり先駆けています。足立区の場合は区全体の活動の中での公共サービスが占めるウェートが大きく、その外部化については全国に率先して進めてきており、模範的な地方自治体であり、評価される場所だと思います。公共サービスの外部化の話はよくわかります。財政負担の問題、公務員の縮減等の流れの中で、やらざるを得ないから、しかも率先して取り組んできて、今ではあらゆる団体に取り組むようになっていて、全国に波及しています。ものすごく素晴らしいことをやられているのだと思います。それに比べてこの公契約条例というのは、確かに労働者の賃金を引き上げて、生活なり区民の福祉の向上に寄与するとの役割は果たしておりますが、その割に27団体でしかやられていないわけです。本当はもっと多くの団体でやられてもいいはずですよ。

○契約課長

私どもとしても、何故これだけしか広がっ

てこないのだろうという感覚です。公契約に該当すれば区としても当然コントロールしていかなければいけない、そういう考えがあれば、もっと続くはずなのですが。

○秦委員

足立区の産業構造としては、建設業のウェイトが非常に高いですし、公共サービスの割合もそうです。その意味で言えば公契約でカバーする範囲は、他の自治体に比べて大きいはずですが。その影響は民間に及んでしまうので、民間を拘束するということの中で、そこまで踏み込んでいいのかという問題があります。それから、財政支援的な話も出てくる可能性があります。そうすると足立区の立ち位置として、どこまでできるのか、23区ある中で、そことの関係をどう考えたらいいのか、当然に考えながら進めていかなければいけないわけで、足立区だけが賃金を上げればいいという話ではありません。

○契約課長

正におっしゃるとおりで、役所が関係する事業、現場で働いている人が多いとすれば、影響力が大きいと言わざるを得ないと思います。それで何が起きるかという、民間で働こうと思うか、区の関係施設などで働こうと思うか、当然に労働者の引き抜き合戦において、区が優勢になってしまいます。それはいいことだと思わないので、そこを踏まえて落としどころは探らないといけないと思っています。先ほどもお話ししましたが、学童保育で民間のものと指定管理のものとがあり、民間のものに対して給与差額を区から補助してくれということになる可能性が、もしかするとあるわけです。広げるにしても、そこは考慮が必要かと思っています。

○秦委員

行政の労務環境の整備が、個々の民間企業に影響を及ぼして、全体にどういう影響を及ぼすのかです。全体として福祉の向上に繋がって、企業もそちらの方がいいと納得してということで進めばいいのですが、そうなっているわけではなく、どちらかと言うと、反対というところも結構あるわけです。民間企業が積極的に受け入れてくれるのであれば問題はありませんし、労働者も事業者も公的機関も一緒になってよりよい労働環境を作っていけばいいと思います。それと、公的部門をどうするかです。費用負担をどうするかだとか、財政負担をどうするかだとか、あるいは事務負担だとかです。結構、考えることはたくさんあるのではないのでしょうか。

○契約課長

最後は全体バランスをどうとっていくかでしょう。

○秦委員

基本認識としてうまくいって、この公契約条例によって規制しなくてはならない部分が減れば減るほど簡素化していけばいいのではないですか。リスクがあればある程、厳格にしなければならなくなるわけです。その認識の程度の問題ではないのでしょうか。以前よりは軽くなってきているので、できるだけ簡素化して負担を軽減していけばいいのではないのでしょうか。周知がまだ少ないという状況なので、どちらかと言うと、個々の周知もあります、広く周知していくことも考えていってはどうか。

○契約課長

そこで働いている人がセルフチェックできれば、それで終わる話なわけです。

○田中副会長

アンケートを見ても、知らなかったという回答があります。

○契約課長

そこができれば、乱暴に言えば、理念型でもいいわけです。

○秦委員

区民、労働者、事業者、皆が納得して、素晴らしいことだという環境でなければいけないわけです。それを作り上げていかなければならないのではないのでしょうか。他の団体がそうだからということではないと思います。特に導入自治体が少ないということもありますし。

○田中副会長

導入しているところの共通項も見えないですね。しかし、最近になって導入したところは何らかの意図があったのかと思いながら見たりはしたのですが。

○飯塚会長

いろいろと意見が出ましたが、時間となりましたので、議案第6号に関する本日の審議はここまでとし、今後も継続して審議していくということによろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○秦委員

実務的な取り扱いなどについて、説明いただく機会を設定していただきたいと思います。

○田中副会長

この案件に絞った審議会の開催も必要かもしれませんね。

○契約課長

2回目の定例審議を10月頃に予定しておりますが、その前にこの案件単独の会を設定させていただきます。

4 閉会

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出いたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上をもって令和5年度第1回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。